

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案概要

第一 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- 1 政府対策本部長は、まん延防止等重点措置の実施等に係る都道府県対策本部長の要請に応じない場合、その旨及び理由を示さなければならないこと。
- 2 政府対策本部長は、特定都道府県知事から患者等に対する医療の提供に著しい支障が生じたため他の都道府県知事に要請をするよう求めを受けた場合において、各都道府県における新型インフルエンザ等の発生状況、医療の提供状況等に照らして適当と認められる都道府県の知事に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができること。この場合において、政府対策本部長は、事前に当該特定都道府県知事及び要請をしようとする都道府県知事の意見を聴かななければならないこと。
- 3 特定都道府県知事は、患者等に対する医療を確実にを行うため、医療機関の管理者に対し、医療機関の設備・人員の配置を変更すること等の要請又は指示をすることができること。この場合において、特定都道府県知事は、当該管理者に対し、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならないこと。
- 4 都道府県は3の要請又は指示に従った管理者の管理に係る医療機関に対して協力金の支給その他の必要な援助を行うものとするとともに、国はこうした都道府県の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるものとする。

第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

新型インフルエンザ等感染症に係る行政検査の対象者について、濃厚接触者の濃厚接触者が含まれることを明記すること。

第三 予防接種法の一部改正

新型コロナウイルス感染症に係る大規模接種を行う場合、被接種者の健康状態を調べる方法について、「予防接種の安全かつ円滑な実施を確保するために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める方法」を定めることとする。

第四 その他

- 1 原則として公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。
- 2 国は、エッセンシャルワーカーの希望に応じて実施する新型コロナウイルス感染症に係る検査について、これを国の負担で円滑かつ確実に実施するための制度の構築に努めなければならないこと。
- 3 国は、民間事業者による検査の適正な実施を確保する仕組み及び都道府県知事等が当該検査の結果を迅速かつ確実に把握することができる仕組みの導入その他の環境整備に努めつつ、自主的に当該検査を受ける者に対して検査費用について必要な援助を行うものとする。